

通学路の交通安全対策について



市川 宗司 議員

町 信号機設置、予算確保を県に要望

問

平成24年度に実施された町内3小学校対象の通学路交通安全合同調査は、20カ所の点検箇所に対し19カ所が安全対策必要箇所として認定されましたが、それら認定箇所の安全対策実行状況について伺いたい。

通学路の交通安全施設

予算確保、県及び知事へ

答

教育長 安全対策実行状況については19カ所のうち13カ所については実施済、残り6カ所のうち4カ所は実施中、2カ所については未定となっておりますが、これは真岡警察署に押しボタン信号機の設置をお願いしているところでございます。町が事業主体のものは、全て実施済みまたは実施中となっております。

問

既に安全対策が施された箇所において地域住民から「まだ安全対策が不十分である」という声を認識されておられるのか、お伺いしたい。

答

教育長 西高橋俵岡地区内T字路の件と役場前交差点から町道1号線交差点までの歩道の件につきましては把握しております。

西高橋俵岡地区内の件や新たな対策箇所につきましては、今後関係機関と対策を講じてまいりたいと考えております。役場前交差点から町道1号線までの件につきましては、現在の2車線道路のセンターラインを消去し1車線化しポストコーンの設置により通行区分体を分離し、歩行者の安全を確保します。



問

通学路の交通安全の確保に向けた取り組みについて、協議会等設置し推進体制を構築するとの通知が発せられたが、町として設置されたのか、また、どのような基本方針で取り組まれるのか、伺いたい。

答

教育長 芳賀町通学路安全対策協議会を今年7月の教育委員会で制定しました。

通学路の交通安全を確保するため、次の基本方針に基づき、推進体制を構築します。

- 一、継続的な通学路の安全点検を実施し安全確保に努める。
- 一、関係機関が連携し一体となって通学路の安全対策を進める。
- 一、対策実施後も効果検証を行い、安全対策の充実に努める。

問

交通安全施設の設置について、予算的面からも、設置が思うように進まないのが実態です、そこで県公安委員会、警察の許認可を受けて、町の予算で整備出来ないか、伺いたい。

答

町長 防護柵、注意標識、区画線等については、道路管理者である町が必要に応じて

設置しております。一時停止や横断歩道を交差点改良工事等で新設する場合、警察と協議し、事業者が設置します。信号機は町が設置し寄付した経緯はありません。警察が設置することになっていきます、町といたしましては、今後も危険箇所への設置と予算確保を県に要望してまいります。



熱気球大会移転の原因は

町 経済的に運営が困難

小林 一男 議員



問

「熱気球ホンダグランプリ」最終戦「とちぎ熱気球インターナショナルチャンピオンシップ」が今年をもって終了し、来年から岩手県一関市に開催地を移すことになりました。この大会をまちづくりに活用できないかとの一般質問をかつてしましたが、具体的な取り組みが見えないまま、残念な決定の知らせを受けました。アジア唯一のカテゴリー、山あり川あり、難易度が非常に高く、外国人選手に人気が高かった大会が、芳賀地区からほかに移る原因について。

国際大会は経済的に
存続が難しい

答

町長 平成7年から本田技研工業株式会社がタートルスポンサーとなり、「熱気球ホンダグランプリ」として大会が開催されました。平成19年からは、茂木町、芳賀町、宇都宮市を会場として、現在の「とちぎ熱気球インターナショナルチャンピオンシップ」が開催され、今年で8年目となりました。本町は、特に開催地として、

施設などを毎年無料で貸し出し
ております。芳賀温泉口マンの湯では、パイロット、クルー、大会協力者との交流の場として、実行委員会がウエルカムパーティーを開催しており、また毎年ホームステイの協力をいただき、外国の皆様との交流を進めていただいております。さらに、大会期間中は、芳賀町民舞会上延生なかよし会などの皆様にもボランティアとして朝食のお手伝いをしていただいております。

このように、多くの皆様の支援により毎年大会が開催されております。来年の「とちぎ熱気球インターナショナルチャンピオンシップ」の開催は、とちぎ熱気球選手権実行委員会の町田耕造委員長に確認したところ、国際大会のための運営経費がかかり、経済的に存続が難しいこと、特別協賛者の意向として、大会を多くのエリアで開催したいこと、また2016年に佐賀で熱気球世界選手権を開催することが決定し、世界の有力選手が栃木の大会に出場しないということなどから、この大会を中止すると伺っております。



熱気球大会の今後は

問

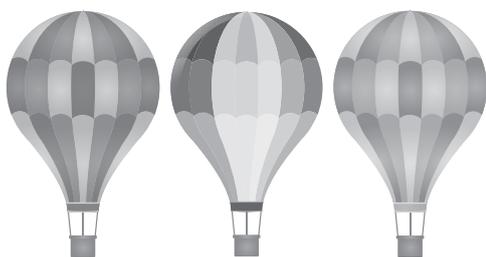
熱気球運営機構では、来年から、仮称ですが、「宇都宮・芳賀バルーンフェスティバル」として継続の意向を示していますが、当町の対応をお伺いしたいと思います。

答

町長 8月8日、とちぎ熱気球選手権実行委員長から、2015年の「とちぎ熱気球インターナショナルチャンピオンシップ」の開催中止の説

明がありました。その際に、全面廃止するのではなく、仮称ですが、「宇都宮・芳賀バルーンフェスティバル」として、国内大会を宇都宮市と芳賀町を会場として、2日間での日程で開催したいと提案がありました。現時点では具体的な実施内容、予算や負担金などについて示されおらず、連絡がありましたら、開催などについて宇都宮市と協議していきたいと思っております。

また、開催する場合は、芳賀町として、町の観光の振興に役立つような取り組みができないかを観光協会と検討してまいります。



域から応募がないとできません。

これらの改正文や新旧対照表の綴りを議員控え室に配置し、随時追加します。

問 例規集は町のホームページが一番活用されています。改正後の閲覧がもっと早くできないか。

答 ホームページの更新は、回数を増やす、期日を早くする等内部で協議します。



条例以外の規則等の取扱について

問 例規集の条例については議会の議決が必要だが、条例以外の規則、訓令、要綱等は議会の議決は必要ありません。変更があった場合は、議員全員協議会の資料として報告できないか伺います。

改正文の綴りを議員控え室に配置

答 町長 芳賀町ホームページの例規集検索システムをご利用いただいておりますが、例規が改正された後、ホームページで閲覧できるまで数カ月間の期間を要します。

職員採用の基準は？

町 町の将来を担う人材を総合的に判断

北條 勲 議員



問 人事管理について、町の事務事業のマネジメントシートに適正な人員とあります。次の点について伺います。

①職員採用試験について、第一次試験は筆記試験と適性検査第二次試験の可否は点数の順位だけか、順位以外に考慮するものはあるのか。

②職員定数に数えられない嘱託職員及び臨時職員は職員全体の約25%です。職員定数条例を改正する考えは。

芳賀町職員定数条例の改正を検討します

答 町長 ①第一次試験は、筆記試験と適性検査を行い、合格者を決定します。

この第一次試験の合格者を対象に、作文と面接による第二次試験を実施します。最終的な可否を決めるに当たっては、これらの試験結果や履歴書等に記載された内容、これから町の将来を担うにふさわしい人材であるかを総合的に判断し、上位から順に採用予定人数を合格者としてします。

②芳賀町職員定数条例の改正に

つきましては検討します。人口1,000人あたりの職員数は9.41人となっております。同規模の自治体と比較すれば少し多い。これは、直営の保育園、芳賀チャンネル、情報館、健康づくり等の町独自のサービスを行っているからです。

権限委譲等の事務量の増加や人口減少対策等の新たな行政対応が求められ、事務量に相応した職員数の確保が必要と考えています。一方、国からは、人件費の削減の要請があり、事務の合理化を図るとともに、指定管理者制度や民間委託等の対応等も考慮しながら適正な定数管理を行ないます。

問 町外の職員の割合が多いのではないかと町民の声が聞かれます。町内職員の多数は地域社会貢献活動に協力しています。災害時には早く集まれるメリットもあります。採用時に地域バランスの考えは。

答 町長 町内の職員を採用したいけど、芳賀町役場のレベルを上げるためには、町外の人の助けも大切です。地域バランスについては、地

域



変わる!介護保険 町の取り組みは?

町 第6期介護保険計画で町の方針を決定



増淵 さつき 議員

問

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、来年で15年を経過します。来年の改正案の一つに「地域包括ケアシステムの構築」があります。全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化することですが、町の取り組みをお聞きます。

第6期介護保険計画で町の方針を決定

答

町長 現在の介護保険事業については、今までと変わりに訪問介護・通所介護のサービスを受けることができます。また、生きがいサロンや社会福祉協議会における高齢者への弁当宅配サービスなど既存のサービスを地域支援事業に取り込めるか検討しています。同時に、住民のマンパワーを生かした健康増進事業を行うことにより、医療費や介護給付事業を抑制する元気づくりシステムを検討しているところです。

町長 今後、地域包括支援センターの役割がますます重要になってくると思われますが、本年からの機構改革に伴う問題点がありますか。



答

町長 高齢者のための事業を一括して行うため、健康福祉課から介護保険係と地域包括支援センターを独立させ、「高齢者支援課」としました。これまで以上に効率的に業務にあたる事ができるようにになりました。

町長 市町村が地域の実情に応じた取り組みができると思われる地域支援事業の担い手として、NPO、民間企業、住民ボランティア等による多様なサービスの提供が可能となります。NPOや住民ボランティアの資源創出のため、町の取り組みはありますか。

答

町長 本年度、地域福祉アンケートを実施した結果、町民のニーズと町民がボランティアとして対応できる内容がほぼ同じであることがわかりました。これらを踏まえ、NPOやボランティア団体の支援窓口である生涯学習課と連携しながら、地域福祉計画等に町民が参加できる機会の提供、事業の担い手となる団体支援のための相談体制や情報提供の充実を図るための施策を計画的に盛り込んでいきます。

問

地域支援事業担い手創出のため、NPO法人の設立許可に関する業務を県から権限移譲する計画はありますか。

答

町長 12月議会に条例を提案する予定です。

